　　年　　月　　日

事業系一般廃棄物搬入申請書

四街道市長　　鈴木　陽介　様

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | 住所 |  | |
|  | 氏名 |  |  |
| ( | 法人にあつては主たる事務所の  所在地、名称、代表者の氏名 | | ) |

電話番号

次のとおり事業系一般廃棄物の搬入申請をいたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 廃棄物担当者 | 氏名　　　　　　　　　　電話番号 |
| 事業内容 | 従業員数（　　　　　　名） |
| 廃棄物の発生場所 | 住所又は所在地　四街道市  氏名又は名称 |
| 搬入頻度 | 年　・　月　・　週　　　　　　回 |
| 1回当たりの搬入量  （1日の搬入は300kgまで） |  |
| 搬入車両 | 車種  車両番号 |

注意事項

　・申請内容に変更があったときは、変更箇所について申請書に記入し提出すること。

　・搬入物及び搬入先について裏面に必ず記載すること。

　・搬入時には交付された「搬入カード」を必ず提示すること。カードを提示しない場合は搬入で

きません。

　・搬入不可の物を搬入した場合、お持ち帰りいただきます。

　・ごみを正しく分別した上で搬入すること。なお、中身が見えない袋や、他市町村の袋は使用し

ないこと。

　・搬入時にごみ処理手数料を現金で支払うこと。（10kgまでごとに300円）

搬入物一覧表

搬入する廃棄物についてチェックすること。

原則、表に記載している物以外は搬入できません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 搬入物 | | 備考 |
| □ | 1.厨芥類 | 生ごみは水切りを行うこと。 |
| □ | 2.繊維類 | 雑巾・ふきんに限る。  リサイクルに適した物(衣類・布類)は搬入不可。 |
| □ | 3.枝・草 | 事業所敷地内のものに限る。  造園業やマンション管理業等、事業として発生するものは搬入不可。 |
| □ | 4.紙類 | リサイクルに適さない物(ティッシュや感熱紙等)に限る。  リサイクルに適した物（段ボールやコピー用紙等）は搬入不可。 |
| □ | 5.プラスチック類 | 従業員の飲食により発生した物（弁当の容器やお菓子の袋等）  に限る。  梱包材や発泡スチロール等は搬入不可。 |
| □ | 6.缶 | 従業員の飲食により発生したものに限る。  自動販売機を設置している場合は搬入不可。 |
| □ | 7.ビン | 従業員の飲食により発生したものに限る。  自動販売機を設置している場合は搬入不可。 |
| □ | 8.ペットボトル | 従業員の飲食により発生したものに限る。  自動販売機を設置している場合は搬入不可。 |
| その他 | |  |

廃棄物搬入先

|  |  |
| --- | --- |
| 廃棄物の種類 | 搬入先施設名 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |